

[異常時通報連絡の公表文（様式１－２）]

伊方発電所から通報連絡のあった異常について
(令和５年１１月分)

R 5.12.11

原子力安全対策推進監

電話番号 089-912-2352

- １ 令和５年１１月に、安全協定に基づき四国電力株式会社から県へ通報連絡があった異常は次のとおりですので、お知らせします。

県の 公表 区分	異常事項	発生年月日	概 要	管理 区域 該当	国へ の 報告	備考
A	作業員の救急搬送 (１号機)	５.１１.８	伊方発電所１号機の原子炉補助建家内にて、作業員１名が体調不良を訴えた。 意識の有無：有 計画外被ばくの有無：無 汚染の有無：無 このため、当該社員を救急車で搬送することとした。	内	×	公表済
C	電気出力の瞬間変動 (３号機)	５.１１.１７	送電系統への落雷により、伊方発電所３号機で瞬間的な電気出力の変動が発生した。 変動は瞬時に復帰しており、現在は安定して運転している。 この事象によるプラント設備への影響及び環境への放射能の影響はない。	外	×	今回公表
B	出力領域中性子束計器の不具合 (３号機)	５.１１.２２	伊方発電所３号機は通常運転中のところ、出力領域中性子束を測定する計器４チャンネルのうち１チャンネルについて、表示に不具合があるため点検が必要と係員が判断した。 この事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。 その後、出力領域中性子束を測定する計器を点検するため、４チャンネルある回路のうち１チャンネルを停止した。これにより、原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限から逸脱したと判断した。 なお、停止した回路は４チャンネルのうち１チャンネルであり、他のチャンネルで原子炉を監視できていた。 その後、当該計器の点検を行い、絶縁増幅器の取替えを実施し、回路を復旧させ、計器の表示が正常に復帰したことを確認したことから、運転上の制限の逸脱から復帰し、通常状態に復旧した。 今後、詳細を調査する。	外	×	公表済

県の公表区分	異常事項	発生年月日	概要	管理区域該当	国への報告	備考
C	エタノールアミン排水処理装置の電解槽供給ポンプ出口逆止弁における異物の確認 (3号機)	5.11.28	伊方発電所3号機は通常運転中のところ、E T A (エタノールアミン) 電解槽供給ポンプAの出口逆止弁に異物があることを保修員が確認した。 このため、E T A 電解槽供給ポンプAの点検が必要であると判断した。 この事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。 その後、E T A 電解槽供給ポンプAの分解点検を実施したところ、出口逆止弁にあった異物は、当該ポンプの部品の一部であることを確認した。 当該部品の一部がまだ見つかっていなかったため、E T A 排水処理装置の配管等を確認するなど、引き続き、当該装置の点検を実施し、当該ポンプの部品の残りの部分を回収した。 今後、当該ポンプの部品を調達し、取替えを計画する。	外	×	今回公表

2 外部への放射能漏れや周辺環境放射線への影響はありませんでした。